

○ふじみ衛生組合会計年度任用職員の 報酬等に関する規則

(令和2年3月31日)
規則第3号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年ふじみ衛生組合条例第2号。以下「条例」という。)の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「職員」という。)の報酬及び期末手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 条例第2条第2項の規定により管理者が定める額については、三鷹市会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年三鷹市規則第28号)別表第1の市政事務員の項及び別表第2の事務助手の項の規定を準用する。

(準用)

第3条 前条に定めるもののほか、職員の報酬及び期末手当の支給については、三鷹市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。